

令和4年度

大阪市空家WEBセミナー

主催：大阪市阿倍野区役所、協力：一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会

第一部

空き家の相談と対策 ～売却・除却・予防・活用など～

第二部

相続と空き家 ～相続登記が義務化になる～



一般社団法人

大阪府不動産コンサルティング協会

令和4年度

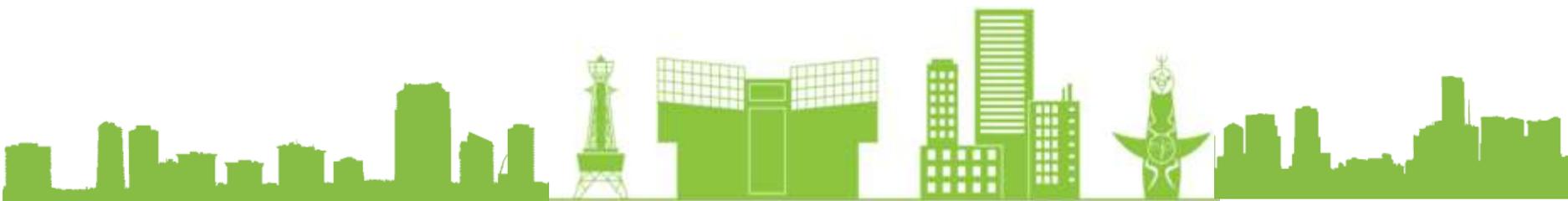
大阪市空家WEBセミナー

主催：大阪市阿倍野区役所、協力：一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会

第一部

空き家の相談と対策

～売却・除却・予防・活用など～



一般社団法人

大阪府不動産コンサルティング協会

副会長 金森匡邦 (かなもりただくに)

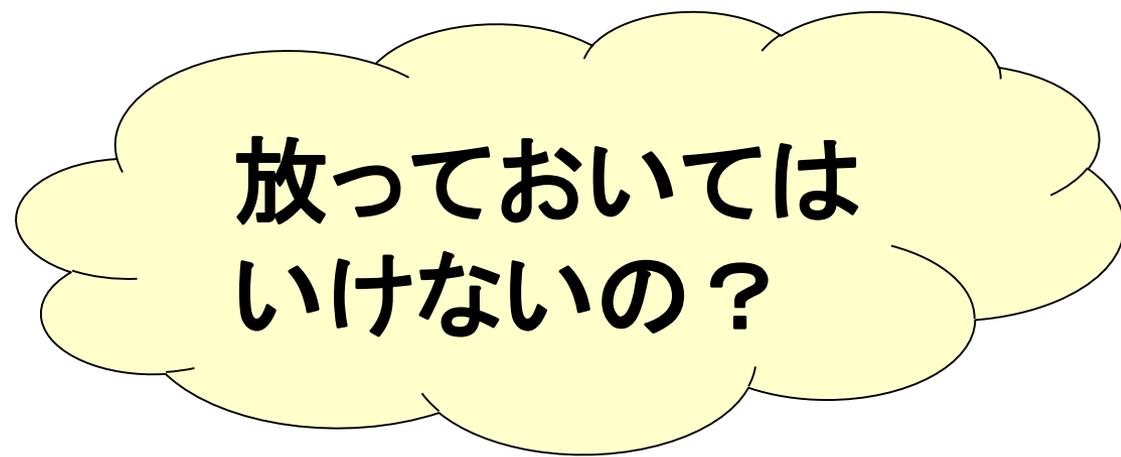
株式会社港不動産 代表取締役

空き家所有者や相談者の疑問

～空き家の対策の考え方や進め方を空き家所有者や相談者の疑問や悩みに答える形で紹介～



相談する必要があるの？



放っておいてはいけないの？

相談する必要があるの？放っておいてはいけないの？

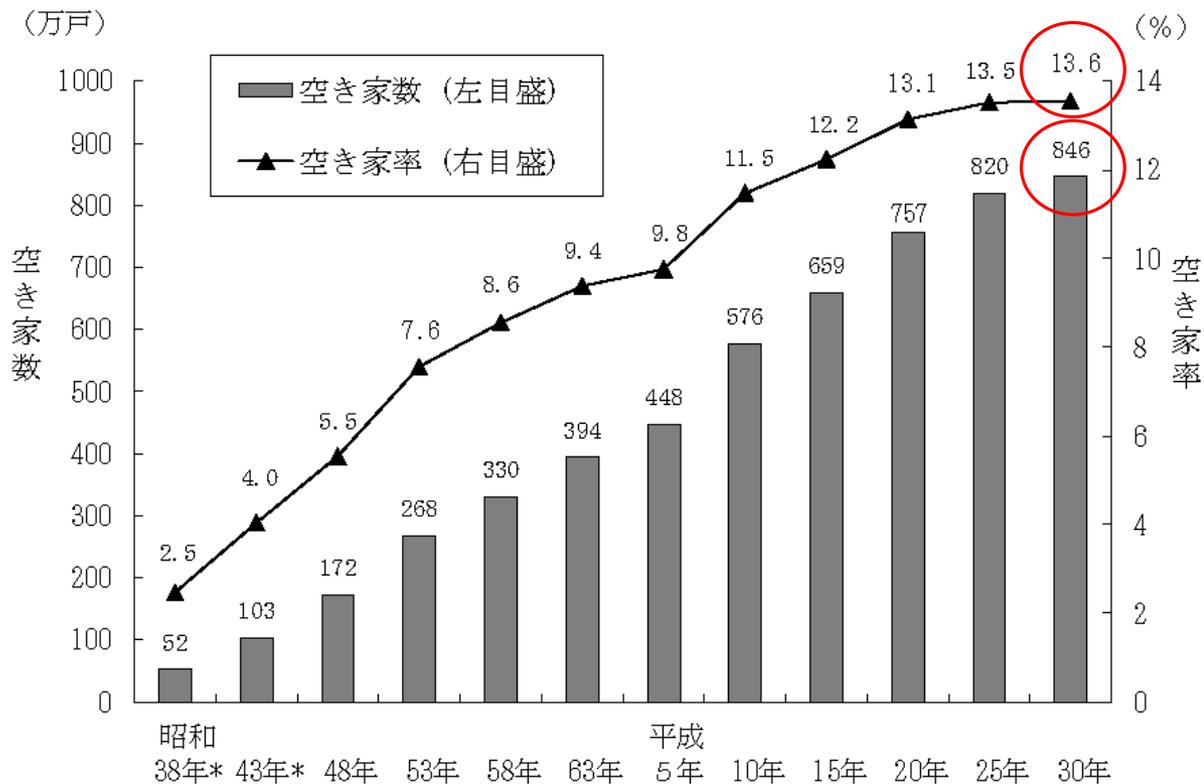
空き家数と空き家率の推移

- 「居住世帯のない住宅」のうち、空き家は**846万戸**と、平成25年と比べ、**26万戸(3.2%)**の増加となっている。

- 総住宅数に占める空き家の割合(空き家率)は**13.6%**と、平成25年から0.1ポイント上昇し、過去最高となっている。



図2-1 空き家数及び空き家率の推移
—全国(昭和38年～平成30年)



全国では、約7軒に1軒が空き家

2018年

大阪市は約6軒に1軒、一部の区では5軒に1軒以上が空き家

相談する必要があるの？放っておいてはいけないの？

建物の劣化と資産価値の下落

居住しないことによって一般的に建物の劣化が進むと言われます。

劣化防止のためには、定期的な通風・通水や住宅設備の作動などが
必要です。

結露・カビ



害虫・
シロアリ

鉄部や
配管の
腐食

臭気

小動物に
よる被害

故障・
動作不良

雨漏り

漏電・
漏水

特集

空き家を放っておいたら 大変な**リスク**にさらされます。

「特定空家等」に認定されたら 大損害です!

「特定空家等」とは、そのまま放置すれば悪化や被害を著しく増やす恐れがある土地等に基づいて自治体が認定した空き家などを指します。「特定空家等」に認定され放置されると、所有者は以下のようなペナルティを課せられます。

- 1 土地固定資産税等が**3～5倍**に跳ね上がる
(旧宅用地増徴が適用されなくなる)
- 2 改善命令を受け、それに違反すると
50万円以下の過料
- 3 勧告や命令に反せず
放置し続けると**強制撤去**され、
費用は所有者に**請求**される
- 4 瓦や壁が落下し、通行人に被害を与えたら、
多額の**損害賠償金**を請求される。

生野区内の約5件に1件が 空き家です。

生野区の空き家率は22.4%で、大宮市24区中ワースト3位。他人事ではありません。つまり、思い当たる空き家がないか確かめてください。

となりの家に
**損害を
与えてしまう**

ごみが捨てられて
不衛生で、
放火の危険も。

火元として
責任を
問われます

カラスや
猫などが住み着き、
鳴き声やフンなどの
害が出る

**不審者の
侵入**など、
防犯面も心配

樹木や雑草が
のび放題で
見苦しい

まわりの
景観を損なう
ことに

はがれた瓦や
壁が落下し、
通行人に
被害を与える

損害賠償
請求
されるかも

ご近所さんも**大迷惑!**



多くの空き家は、
相続が原因で発生します。

空き家は、遺棄されないなどの理由で、共有財産として相続されているケースが多発。いざ相続や遺産分割に際しても全員の合意が必要になり、手続きがややこしく、連絡先が分からなくなったりなどの理由から放っておかれる事例が多く見受けられます。

家の相続に関して、
家族で話し合っておきましょう。

空き家を発生させないためには、誰に物件を譲るか事前から明確しておくことが大切。相続の整理はなかなか煩雑で出にくいものですが、この記事をもっかずに、ご家族で話し合ってみてください。いつかその縁が来たら…と先送りせず、今さんでいる家を相続してほしいのが、ご家族一人一人の思いを打ち解けておきましょう。

空き家の活用は十人十色。
お気軽にご相談ください。

空き家の活用は、大きく分けて「売却」「賃貸」「共同住宅」などに分けることができます。空き家の実況や用途に応じて、適切な活用方法が考えられます。ぜひ、お気軽にご相談ください。また、空き家を相続される方も、今まさに空き家でお困りの方も、お気軽にご相談ください。



空き家に関するご相談は まずは生野区役所へ!

空き家の維持管理や家の相談などについては、まず区役所にご相談ください。必要に応じて専門機関への紹介も行っていきます。

空き家セミナーも開催します!

また、空き家活用事例や正しい相続の進め方などをテーマに、空き家を生み出す家族に負担を軽減するための「空き家セミナー」も年に数回開催しています。開催が決定次第、区役所から案内書をお知らせします。

〒621-0119 大阪府生野区4番44番
☎0715-9734



住まいに関する一般的なご相談は 大阪市立住まい情報センターへ!

住まいに関する一般的な相談内容により専門相談や専門機関等（案内）に、窓口または電話で対応しています。相談内容をお聞きして、問題の整理・解決のために必要な情報を提供しますので、お気軽にご相談ください。

- ☎電話受付窓口 ☎6242-1177(相談専用電話)
- ☎大阪府 北区本陣橋4-20 住まい情報センター4階
- ☎平日 土曜 9:00～19:00
日曜・祝日 10:00～17:00
- ☎休館日 祝日の場合休館日、
休日の当日(日曜・月曜を除く)、
年末年始(12月29日～1月3日)

相談
無料



相談する必要があるの？放っておいてはいけないの？

地域への悪影響

おいたら
にさらされます。

となりの家に
損害を
与えてしまう

ごみが捨てられて
不衛生で、
放火の危険も。

火元として
責任を
問われます

カラスや
猫などが住み着き、
鳴き声や**フン**などの
害が出る

不審者の
侵入など、
防犯面も心配

樹木や**雑草**が
のび放題で
見苦しい

まちの
景観を損なう
ことに

はがれた瓦や
壁が落下し、
通行人に
被害を与える

損害賠償
請求
されるかも

ご近所さんも**大迷惑!**

地域の価値に影響を及ぼしかねない!

相談する必要があるの？放っておいてはいけないの？ 空家等対策の推進に関する特別措置法

背景

平成27(2015)年5月26日全面施行

公布日：平成26年11月27日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）

参考：現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）

定義

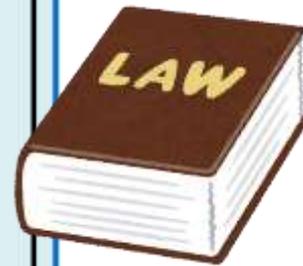
- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2条2項）

空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置



■空家等の所有者等の責務（第3条） メンテナンスや点検

空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等（敷地や立木などを含みます。）の適切な管理に努めるものとする。

相談する必要があるの？放っておいてはいけないの？
特定空家等の指定から行政代執行への流れ

空き家の調査

立ち入り調査が可能

指定

「特定空家等」に指定

助言・指導

お願い→ 強い権限に！

勧告

住宅用地特例の対象から除外

命令

命令違反は50万円以下の過料

行政代執行

強制撤去（費用は所有者に請求）

相談する必要があるの？放っておいてはいけないの？

空き家を保有し続けるにはコストがかかる

1. 固定資産税等

2. 維持管理費

- ・見回りや清掃、通風等の管理
- ・建物の維持・補修費用
- ・交通費その他の経費
- ・管理を委託する場合の管理委託料
(・分譲マンションの管理費・修繕積立金)

適正管理

3. 火災保険・損害保険料

空き家所有者（相談者）の疑問

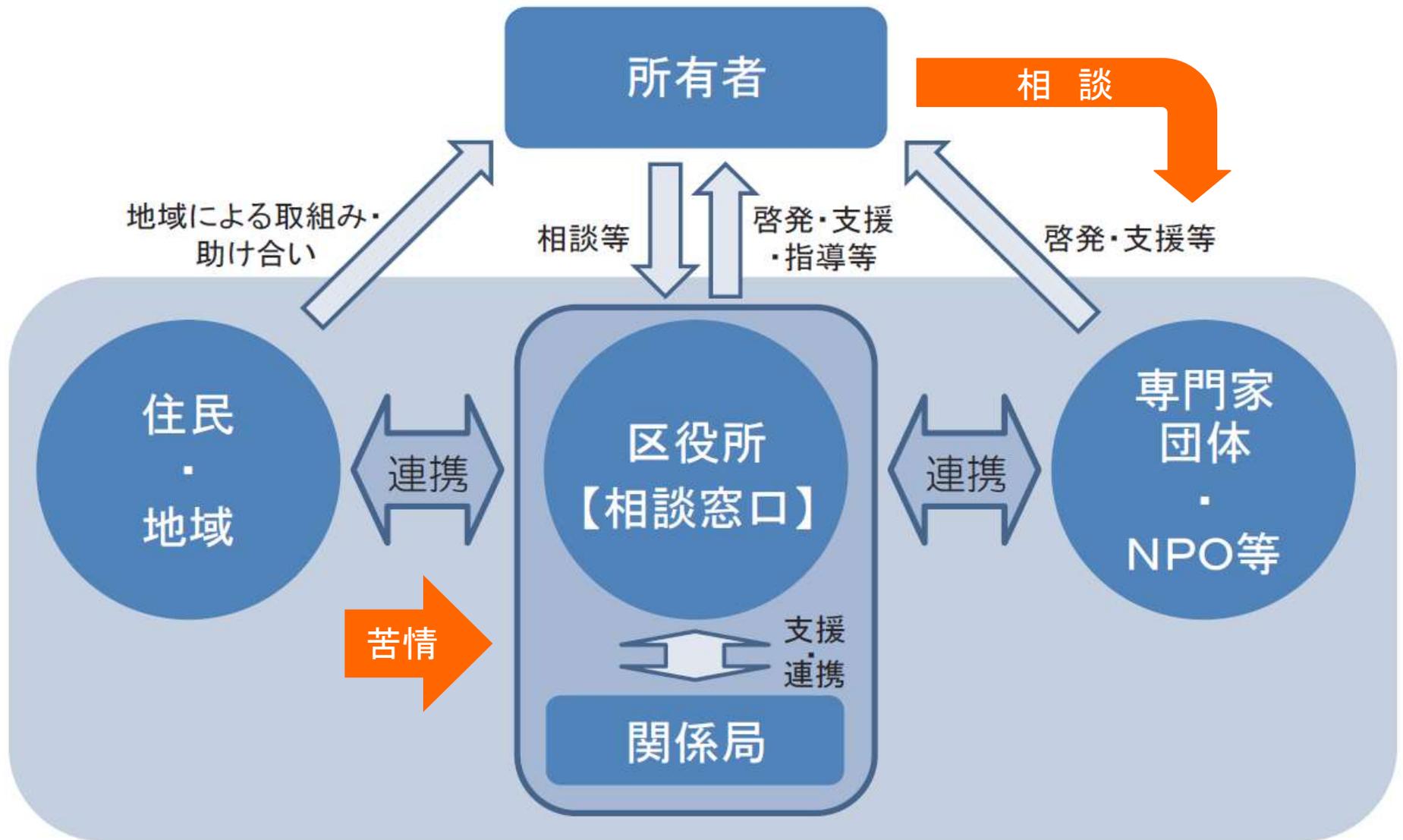
誰に相談すれば
いいの？



いつどのタイミングで
相談すればいいの？

誰に相談すればいいの？

大阪市の空き家対策のイメージ



(大阪市空家等対策計画より抜粋・編集)

誰に相談すればいいの？

大阪市区役所 空家相談窓口

大阪市では、平成28年4月1日より、空家等対策に関する情報収集や助言・指導を効果的に行うためには、地域と密接に連携して行うことが不可欠であり、より地域・住民に近い方がニーズに合った政策ができるという「ニア・イズ・ベター」の視点から、各区役所に空家相談窓口を設置しました。

空家に関するご相談は、各区役所の担当部署にお電話をいただくか、窓口までお越しください。

区名	担当課	電話番号	区名	担当課	電話番号
北区	地域課（防災・防犯担当）	6313-9734	東淀川区	地域課（企画調整）	4809-9927
都島区	まちづくり推進課	6882-9975	東成区	市民協働課	6977-9042
福島区	企画総務課（企画推進）	6464-9906	生野区	地域まちづくり課	6715-9743
此花区	まちづくり推進課（総合企画）	6466-9683	旭区	防災安全課	6957-9192
中央区	市民協働課	6267-9734	城東区	市民協働課（防災・防犯）	6930-9045
西区	地域支援課	6532-9683	鶴見区	市民協働課	6915-9848
港区	協働まちづくり推進課	6576-9743	阿倍野区	市民協働課	6622-9787
大正区	地域協働課（地域協働）	4394-9743	住之江区	協働まちづくり課	6682-9906
天王寺区	市民協働課（安全まちづくり室）	6774-9908	住吉区	政策推進課	6694-9957
浪速区	市民協働課	6647-9734	東住吉区	総務課	4399-9917
西淀川区	地域支援課（安全まちづくり）	6478-9897	平野区	安全安心まちづくり課	4302-9979
淀川区	政策企画課	6308-9683	西成区	市民協働課	6659-9734

（大阪市ホームページより抜粋）

誰に相談すればいいの？ 専門家団体の空き家相談窓口

大阪の住まい「空き家・住まいの相談窓口」

総合

空き家も含めた住まいの様々な相談に応じます。【電話相談が15分まで無料】
空き家をどうすればよいか分からない場合は、まず下記の総合相談窓口にお電話にご相談ください。

団体名	電話番号 (TEL)	団体の紹介
(公社)大阪府建築士会	06-6947-1966 (10時～19時)	建築のプロフェッショナルである建築士が、電話・面談・視察において、建築の相談、計画・設計、インスペクション、リフォーム、増築、建て替えなど、建築に関する様々な相談に対応します。
(公社)全日本不動産協会大阪府本部	06-6947-0341 (10時～19時)	業界最長の歴史を誇る不動産業者の全国組織です。社会への貢献と業界の健全な発展に寄与するよう活動しています。不動産に関する相談に対応致します。
(一社)大阪府宅地建物取引業協会	0570-703-810 (10時～19時) (10時～19時)	大阪府下最大の不動産団体です。不動産専門の相談員が、不動産に関する相談に対応致します。
(一社)大阪府不動産コンサルティング協会	06-6261-3340 (10時～19時)	不動産に関する様々な免許や資格を持つ専門業者間で、ワンストップで総合的な相談を受けることができます。相続登記未了の空き家や売れない、買えない空き家などの相談にも対応しています。
(一社)関西住宅産業協会	06-4963-3669 (10時～19時)	総合建築業、老健ビルダー、建物管理業、流通など多岐なる事業者を擁してあり、総合的な相談をお受けします。大阪府住宅リフォームマイスター登録団体でもあります。
(一社)既存住宅・空家プロデュース協会	06-7897-2149 (10時～19時)	空き家の管理・活用を促進するための、建築、不動産、法律、税金保険の専門家集団です。ワンストップ窓口として問題解決に向けた一歩にご相談をお受けします。
(NPO法人)人・家・街 安全支援機構	0120-263-150 (10時～19時)	予想される河大老健に備えて、市民・行政・専門家が一線となり、本宅住宅の創生化を支援・推進しているNPO法人です。建築士等が、空き家に関する幅広くご相談に対応します。
(NPO法人)信頼できる工務店選び相談所・求められる工務店会	0120-46-8878 (10時～19時)	インスペクション、耐震診断・補強、高齢者や障がい者の心身両面に配慮した改修、省エネ化などの相談に対応し、建設性向上により地域の住環境を元気の工務店がサポートします。
(一社)日本住宅リフォーム産業協会 近畿支部	078-801-2637 (10時～19時)	1983年10月に設立された日本初、国内最大の「リフォーム関連企業」の全国組織です。震災後の住宅リフォーム事業者団体に認定されていますので、お気軽にご相談ください。

※相談の受付は平日は白昼、年末年始、夏季休暇を除くものといたします。
建物状況調査(インスペクション)を実施するインスペクターも案内できます。
※各団体の案内できる業務や対応範囲(インスペクションの小規模については、各団体にお問合せください)。

専門

空き家の相続や法律問題などの専門的な相談内容については、下記の専門相談窓口にご相談ください。

団体名	TEL	所属の専門分野(ホームページ)
大阪府弁護士会(司法書士総合相談センター)	06-6943-6099	相続・権利関係
大阪弁護士会(法律・司法書士・税務・不動産・相続・建設・環境)	06-6364-5500	空家・財産管理等(関連する相続・成年後見等の法律問題も含む)
大阪府行政書士会	06-6943-7501	所在調査・相続手続 (http://www.osaka-gyoseishuichi.or.jp/)
近畿税理士会(もしもし税務相談室)	050-5880-0033	相続一般 (http://www.kinsei.or.jp/)
大阪土地家屋調査士会	家屋のみ	土地境界 (https://www.chesashi-osaka.jp/)
(一社)大阪住宅センター	06-6253-0219	既存住宅保険

【発行】

大阪の住まい活性化フォーラム 事務局:大阪府 住宅企画課 TEL:06-6941-0351(内線3071)

相談窓口の詳細は、「大阪の住まい活性化フォーラム」ホームページでもご案内しています。 [大阪の住まい活性化フォーラム](#)

空き家・住まいの相談窓口のご案内

空き家で困らないために、今から考えてみませんか？



少子高齢化や世帯数の減少などにより、大阪府の空き家は今後も増える見込みです。

空き家を手入れせずに放っておくと建物の劣化や植木の繁茂により、周りに迷惑をかけ、地域の景観や治安の悪化につながります。

半数以上の空き家は相続を契機に発生しておりあなたも空き家所有者になるかもしれません。

大阪の住まい活性化フォーラム

【大阪の住まい活性化フォーラム】は、大阪府等公的団体と中核民間団体(リフォーム・リノベーションに関わる民間団体、事業者)で構成された団体です。

誰に相談すればいいの？ わたしたちの空き家相談

遠隔地にある空き家の相談窓口

全国空き家相談 ホットライン

相談料
無料

東京 03-6826-1170
大阪 06-4708-6778

平日 午前10時～午後4時

親の家や田舎の家—

自分に必要のない空き家の対策に困っていませんか？

- 親から相続した家を長年空き家している。
- 空き家や農地の処分をしたいけれど、相談窓口が分からない。
- 跡継ぎの空き家管理をしてくれるところを紹介してほしい。
- 地方に所有している空き家のことで、その自治体から手紙が届いた。対応の仕方が知りたい。
- 押さえず、実家の空き家をそのままにしている。生んでいる時で相談して、建物の解体や売却などの話を進めたい。
- 空き家対策の選択肢と、それぞれのメリット・デメリットを知りたい。
- 空き家になる前に、しておくことがあれば教えてほしい。
- いくつもの家に空き家を所有しているが、まとめて相談のついでにほしい。
- 相続見込が所有する、地方の空き家に関する相談先を知りたい。

こんなことがあれば、一度お電話ください。



一般社団法人全国不動産コンサルティング協会

相談センター（大阪府大阪市東淀川区1丁目4番11号エンビィTCR3階） TEL:06-6210-3746
FAX:050-3606-9678 / mail:staff@jreca.jp / HP:http://www.jreca.jp/

令和元年度・二年度国土交通省「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」実施団体

全国＜遠隔地＞の空き家

大阪市の空き家

大阪市内の
空き家の
電話相談窓口

大阪府不動産
コンサルティング協会の

空き家相談 ホットライン

令和3年度国土交通省補助事業「住宅市場を活性化させた空き家対策モデル事業」

06-6210-3740

私たち一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会は、平成29年度から大阪府24区の空き家相談窓口と連携して、「空き家相談ホットライン」を運営しています。
この事業は、「空き家」の引き取り等の解決手段や地域による自治体との連携や「空き家の活用や管理、売却による地域の活性化」を目指すことで、4年連続で国土交通省の補助事業にもなっています。
私たちが運営する無料の電話相談窓口「空き家相談ホットライン」では、大阪市内の空き家に係る様々な相談窓口、必要に応じて専門家や専門業者、地域団体、行政などと連携し、空き家に関する問題解決のサポートを行っています。

空き家に関する お悩み(例)

- 空き家が老朽化して事故にならないか心配している。
- 空き家の名称がなくなった祖父のままだになっている。
- 相続した空き家、何から手を着いたら良いかわからない。
- 不動産業者に聞いたら売れないと言われた。
- 成功の空き家を持っているが、どうしたら良いか。
- 買戻用の長期が古くなり、償い手がいない。
- 空き家の一帯が壊れた。この後どうしよう。

流通性の低い空き家の対策に積極的に取り組みます。
必要に応じて、調査や企画提案などの支援を行います。

- 空き家のワンストップ相談窓口の運営
- 空き家利活用による地域の活性化支援
- 空き家の管理運用に効果的な分譲手法の検討
- 地域や協賛の民間団体が関係する空き家の保有と利用、管理の検討引き取り支援の普及のための連携事業に関する調査研究
- 引き取り実績にかかわらず行政や専門家、地域活性化実現確保等との連携手法の検討
- 違法性、買戻金保障等のルール創定

一般社団法人
大阪府不動産コンサルティング協会

〒104-0007 東京都中央区本町1丁目4番11号エンビィTCR3階 TEL:06-6210-3746
E-mail:staff@jreca.jp / HP:http://www.jreca.jp

受付時間：平日午前10時～午後4時

空き家相談ホットライン

06-6210-3740



令和3年度国土交通省補助事業「住宅市場を活性化させた空き家対策モデル事業」

大阪の空き家 コールセンター

相談
無料

06-6210-9814

空き家のワンストップ電話相談窓口です。
大阪府にある空き家のお悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。

時間 平日10:00-16:00

相談の仕組み ご相談の内容をお聞きし、
空き家相談担当者から
折り返しご連絡させていただきます。

例えば、

- 空き家の管理方法がわからない。
- 相続対策、何から手を付けたらいいのかわからないか...
- 実家を手元に戻す方法を知らない。
- 住み替えをしたい。自宅を売ろうか買そうか。
- DIY対応ができる賃貸物件を探している。



大阪府不動産コンサルティング協会
空き家相談センター

大阪 空き家
ホットライン

詳細はHPを
ご覧ください

QRコード

http://akiya.osaka.jp/

運営：大阪府不動産コンサルティング協会 連携：大阪の住まい活性化フォーラム（事務局：大阪府住宅生活部）



一般社団法人
大阪府不動産コンサルティング協会

〒104-0007 東京都中央区本町1丁目4番11号エンビィTCR3階
TEL:06-6210-3746 FAX:050-3606-9678
E-mail:staff@jreca.jp HP:http://www.jreca.jp

大阪府の空き家

いつ相談すればいいの？

空き家相談のタイミング

空き家になったら？

例) 親が亡くなった
例) 親が施設に入った



未来

問題が起きたら？

例) 近隣から苦情があった
例) 行政から改善を求める手紙が届いた
例) 管理するのが辛くなった

いずれ空き家になりそうな家があったら？

例) 持ち家の実家に親だけで住んでいる
例) いずれ親を呼び寄せ近居しようと考えている



Point



☑ ☐ できれば早く相談する
でも焦らずに対処する

空き家所有者（相談者）の疑問

何を相談すれば
いいの？



相談するときに何を
準備すればいいの？

何を相談すればいいの？

空き家相談 よくある相談内容

- 空き家を**有効活用**したいが仕方がわからない
- 空き家を**処分**したいがどこに頼めばいいか教えて欲しい
- 空き家の**管理**は何をすれば良いか分からない
- **相続や共有、借地借家の場合**はどうすれば良いか分からない
- 遠距離の移動が出来ず、地方の**空き家を管理**できない
- 所有している空き家のことで、**自治体から手紙が届いた**、対応の仕方が知りたい
- **何を、どうしたら良いか**分からない
- **誰に、どう頼めば良いか**分からない

相談するとき何を準備すればいいの？ 空き家相談の相談票

現況を知るための質問



相談者と所有者の関係など

空き家の所在地

所有者(登記名義人)や空き家の状況

相談者の悩み事、困りごとなど

Point

現況を正しく伝える。

整理番号 _____

電話相談受付票

2020年 月 日 : ~ 分間

1	相談者お名前: 様 <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女		年齢: 歳代	受付担当者: ()								
	所有者との関係: <input type="checkbox"/> 本人(全部) <input type="checkbox"/> 法定相続人(他無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>		()									
	<input type="checkbox"/> その他親族() <input type="checkbox"/> 共有者 <input type="checkbox"/> 隣家等()		<input type="checkbox"/> その他()									
相談者住所: 〒		TEL										
		携帯										
メールアドレス		FAX										
相談窓口を知ったところ		<input type="checkbox"/> 本会HP <input type="checkbox"/> 窓口周知チラシ <input type="checkbox"/> 市町村の広報誌 <input type="checkbox"/> 市町村の紹介() <input type="checkbox"/> 連携団体からの紹介() <input type="checkbox"/> セミナー等 <input type="checkbox"/> 新聞・雑誌・テレビ等 <input type="checkbox"/> その他()										
2	所在地 住居表示 地番 家屋番号		最寄駅									
3	所有者名: 様 <input type="checkbox"/> 相談者と同じ <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 不明		所有者連絡先等:									
4	登記名義人: <input type="checkbox"/> 所有者と同じ <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 不明		登記名義人の状況: <input type="checkbox"/> 健在 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 死亡(年前) <input type="checkbox"/> 不明									
5	建物形態	権利形態	階数	敷地面積	床面積	建築年	建物の状態・環境					
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 全部	<input type="checkbox"/> 平屋建	m ²	m ²	<input type="checkbox"/> 不詳	<input type="checkbox"/> 危険、朽腐					
	<input type="checkbox"/> 長屋建て	<input type="checkbox"/> 借地	<input type="checkbox"/> 2階建	約 坪	坪		<input type="checkbox"/> 利用可					
		<input type="checkbox"/> 底地	<input type="checkbox"/> () 階建			築 年	<input type="checkbox"/> その他()					
<input type="checkbox"/> 集合住宅		() 階建の() 階	室内・片づけ	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 途中	<input type="checkbox"/> 放置()						
市の指導等の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()										
6	①空き期間()年 ②接道()m <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> 接道なし <input type="checkbox"/> 未確認 ④境界 <input type="checkbox"/> 確定 <input type="checkbox"/> 未確定 <input type="checkbox"/> 未確認 ⑤維持管理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑥空き家の省景 <input type="checkbox"/> 転居、転勤・転職 <input type="checkbox"/> 施設等へ入居 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他()											
	<input type="checkbox"/> 相談終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 <input type="checkbox"/> 調査必要() <input type="checkbox"/> 連絡必要()											
	<input type="checkbox"/> 紹介先(<input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> コンサル <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 応急措置 <input type="checkbox"/> 利活用) 面談予約 <input type="checkbox"/> 有(月 日 時) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 調整中 <input type="checkbox"/> 無											
分類	A	B	C	1	2	3	4	5	6	7	8	その他
	所有者	本人以外	利用者	管理	売買	賃貸	応急処置	片づけ	解体	複合	()	